

新潟医療福祉大学図書館文献複写規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟医療福祉大学図書館利用規程第10条に基づき、新潟医療福祉大学の図書館資料の複写に関して必要な事項を定めるものとする。

(複写できる資料)

第2条 図書館で複写できる資料は、本学図書館が所蔵する図書館資料のみとする。

(複写の申込み)

第3条 複写しようとする者は、所定の用紙に必要な事項を記入し、申込みの手続きをしなければならない。

(補足)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附則

この規程は、平成13年7月2日から施行する。